



広報情報委員会規程

2024年2月1日 第6回理事会承認

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）定款細則第6条および組織規程（0103）第3条により設置された広報情報委員会（以下、「委員会」という）の組織・運営を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議および連絡調整をする。

- (1) 本会と外部との情報伝達、情報提供（ホームページ等）に関する事項
- (2) 外部への情報知識の伝達に関する事項
- (3) 本会内活動・事務機能などの情報化への対応に関する事項
- (4) その他、広報、情報化に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げるメンバーをもって組織する。

- (1) 広報情報担当理事（委員）2名以上
- (2) 委員
- (3) 特別委員

2 委員会には委員長1名、副委員長1名、幹事1名をおく。

3 委員は、広報を担当する理事、および理事以外であって、広報情報に知見を有するものとする。

4 特別委員は、担当副会長のほか、理事若干名とする。

第4条 委員会の円滑な運営を図るため、幹事会を置くことができる。委員会の下には、小委員会、WG、タスク等を置くことができる。

2 幹事会、小委員会、WG、タスク等のメンバーは委員会で決定し、委員長が委嘱する。

(任期)

第5条 第3条第2項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。委員会メンバーが理事の場合は、職務としての任期とする。ただし、任期途中に交代した委員会メンバーの任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員長は、委員のうちから会長が委嘱する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、会務を総括する。
- 3 委員長は、議案に関し関係する理事と情報の共有を図る。

(副委員長)

第7条 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、その職務を代行する。

(幹事)

第8条 幹事は、委員のうちから委員長が指名する。

- 2 幹事は、委員長、副委員長を補佐して会務を整理する。

(委員)

第9条 委員は、会務を処理する。

(特別委員)

第10条 特別委員は、会長が指名する。

- 2 特別委員は、委員会の議事に参加する。

(委嘱)

第11条 委員は、会長が委嘱する。

- 2 委員会に設置される幹事会、小委員会、WG、タスク等のメンバーは委員会で決定し、委員長が委嘱する。

(議事)

第12条 委員会の議事は、特別委員を除く委員総数の2分の1以上の出席により成立する。委員会メンバーの出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 緊急もしくは委員会が定足に達せず不成立の場合は、別に定めるメール審議により議事することができる。

(代理者)

第13条 第3条の委員のうち、理事が委員の場合、この委員の代わりに他の理事を代理出席させることができる。

- 2 前頁以外の委員の代理出席是非については、委員長の判断とする。

(委員および特別委員以外の者の出席)

第14条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員および特別委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(議事録)

第 15 条 委員会の議事録は、幹事が作成し、議案ならびに議事経過の概要、決議の主文等を記載して、委員会の承認を得て保存しなければならない。

(理事会への報告)

第 16 条 委員会の議決事項は、委員長もしくは委員となっている理事が、理事会に報告するものとする。

(改定)

第 17 条 本規程の改定は、委員会が起案し、理事会の承認を得るものとする。

(雑則)

第 18 条 本規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

<参考：第 4 条関連組織>

広報情報委員会の下に、ポジションステートメントWG、異常事象解説チーム（タスク）、ホームページ運営 WG を設置する。

附則

- 1 平成 13 年 6 月 27 日 第 434 回理事会制定、同日施行
- 2 改定履歴
 - ①平成 13 年 7 月 24 日 第 435 回理事会改定
 - ②平成 14 年 6 月 25 日 第 444 回理事会改定
 - ③平成 17 年 11 月 25 日 第 477 回理事会改定
 - ④平成 19 年 7 月 30 日 第 489 回理事会改定
 - ⑤平成 22 年 5 月 28 日 第 509 回理事会改定
 - ⑥平成 25 年 6 月 4 日 第 16 回理事会改定
 - ⑦平成 26 年 5 月 26 日 第 2 回広報情報委員会起案、平成 26 年 5 月 28 日 第 7 回理事会承認
 - ⑧平成 28 年 4 月 27 日 第 3 回広報情報委員会起案、平成 28 年 5 月 24 日 第 8 回理事会承認
 - ⑨平成 29 年 8 月 9 日 第 1 回広報情報委員会起案、平成 29 年 10 月 2 日 第 3 回理事会承認
 - ⑩2023 年 5 月 22 日 広報情報委員会メール審議起案、2023 年 5 月 30 日 第 8 回理事会承認
 - ⑪2023 年 12 月 20 日 第 2 回広報情報委員会起案、2024 年 2 月 1 日 第 6 回理事会承認

附則

- 1 平成 26 年 5 月 26 日起案の規程は、理事会承認の日から施行する。
- 2 平成 28 年 4 月 27 日起案の規程は、理事会承認の日から施行する。

- 3 平成 29 年 8 月 9 日起案の規程は、理事会承認の日から施行する。
- 4 2023 年 5 月 22 日起案の規程は、理事会承認の日から施行する。
- 5 2023 年 12 月 20 日起案の規程は、理事会承認の日から施行する。